

■ ■ 民法 第 1 回 総則・物権 ■ ■

問題 1 : 制限行為能力者制度

解答日	/	/	/
正 誤			

制限行為能力者に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- 1 未成年者Aは友人Bとの間でA所有のバイクの売買契約を行い、Aは売買代金100万円の支払いを、Bはバイクの引渡しをそれぞれ受けた。その後、当該売買契約が、Aが法定代理人の同意を得ていなかったことを理由として取り消された場合、Bから売買代金の返還を求められたAは、すでに生活費として20万円、遊興費として80万円を費消していたことを理由とし、売買代金全額の返還を拒むことができる。
- 2 成年被後見人Aは、Bとの間で自己所有の土地をBに無償で譲渡する旨の契約を締結した。Aが行為能力を回復した後、BがAに対し1ヵ月以上の期間を定めて当該譲渡契約を追認するかどうかを確答すべき旨の催告をした場合、期間内に確答がなければAはその行為を追認したものとみなされる。
- 3 成年被後見人Aは、成年後見人Bの同意を得ずに自己所有の建物をCに売却した。Bは、建物売却についての同意がないことを理由として、A・C間の建物売買契約を取り消すことができる。
- 4 被保佐人Aは、保佐人Bの同意を得ずに、Cに貸していた金銭の利息を領収した。Bは、同意がないことを理由として、Aのした利息の領収行為を取り消すことができる。
- 5 被補助人Aは、金銭の借入行為については補助人Bの同意を得なければならない旨の審判を受けていた。AがBの同意を得てCとの間で金銭消費貸借契約を行った場合、相手方であるCはAが被補助人であることを理由として当該契約を取り消すことはできないが、Aは、Bの同意があれば当該契約を取り消すことができる。

【解答・解説】

制限行為能力者に関する問題です。各制限行為能力者が単独でできる行為の範囲および保護者の権能、相手方の保護について確認しておきましょう。相手方の催告権について、期間内に確答がなかった場合の効果（追認または取消しのどちらとみなされることになるのか）は少々複雑ですが、催告を受けた者が誰であるかに着目して考えましょう。

1 誤り。〔取消しによる返還の範囲〕

行為能力の制限を理由に法律行為が取り消された場合、当事者は原状回復義務を負うが（民法703条）、制限行為能力者は現存利益のみ返還すればそれで足りる（民法121条ただし書）。Aが受け取った100万円のうち、遊興費に充てた80万円については現存利益がないが、生活費に充てた20万円については現存利益があると考えられるため、Aは100万円全額について返還を拒むことはできない。

2 正しい。〔相手方の催告権〕

成年被後見人が行為能力者となった後に、その者に対してした催告は、期間内に確答がなければその行為を追認したものとみなされる（民法20条1項）。

3 誤り。〔成年被後見人の権限〕

成年被後見人には同意権がないため、Bは成年被後見人の同意がないことを理由として、A・C間の売買契約を取り消すことはできない。なお、成年被後見人が単独でできるのは日用品の購入その他日常生活に関する行為に限られる（民法9条ただし書）。したがって、建物の売買契約を行為能力の制限を理由に取り消すことはできる。

4 誤り。〔保佐人の同意を要する行為〕

被保佐人が利息を領収する行為は、民法13条1項1号で定める元本の領収には当たらないため、被保佐人は単独でこれを行うことができ、保佐人は同意がないことを理由としてこれを取り消すことはできない。

5 誤り。〔同意を得て行った法律行為の効果〕

補助人の同意を得て行った法律行為は、有効な行為として確定するため、相手方はもちろん本人もこれを取り消すことはできない。